

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から45年3月まで
② 昭和54年2月から56年3月まで
③ 昭和57年4月から59年3月まで

申立期間①については、昭和44年5月ごろ父親が国民年金の加入手続きを行い、両親及び兄弟の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②及び③については、自身で保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和54年2月及び同年3月について、申立人は、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、52年4月から54年1月までは、手書納付書により現年度納付していることが確認でき、特殊台帳には未納期間について発行される「納付書」の押印は見当たらない上、当時、保険料の納付は原則3か月ごととされていることを踏まえると、当該期間の保険料についても54年1月の保険料と一緒に3か月分の手書納付書により現年度納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、その父親が昭和44年5月ごろ国民年金の加入手続きを行い、両親及び兄弟の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳

記号番号は、昭和 47 年 11 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳においても、初めて被保険者となった日は「47 年 10 月 1 日」とされていることが確認でき、このことは、特殊台帳及びオンライン記録とも一致していることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び申立期間③である 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間について、申立人は、自身で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A 市の国民年金収滞納リストにおいて、当該期間は未納とされていることが確認できることから、現年度納付されなかったものと考えられ、当該期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなり、当該期間については、各年度とも過年度保険料納付書が発行されていることが特殊台帳により確認できるものの、4 回にわたり納付記録が漏れたとは考え難い上、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の両親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

当時、A市B区に居住しており、昭和36年*月に出産後、集金人の勧めにより国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付していた。国民年金に加入後は、未納が無いはずであり、申立期間②の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和39年4月以降、申立期間②、第3号被保険者期間及び免除期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は、納付済みである上、申立期間の前後を通じて、住所や申立人の夫の仕事など生活状況に特段の変化も無かったとしていることから、当該期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、B区に居住し、昭和36年*月に出産後、集金人の勧めにより国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳

記号番号は、C区において昭和39年12月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、このことは、当時の被保険者台帳である特殊台帳にもC区の住所地が記載されていることから確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い上、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫も未納であることが特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人又はその夫が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年3月まで

昭和45年ごろ、集金人に勧められ、義父が国民年金の加入手続きを行い、義父が自身の分を含めて1万円ぐらいの国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、46年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続きが行われたものと考えられ、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度納付書を交付し、納付勧奨するのが通例であった上、45年4月から46年3月までの保険料が過年度納付されていることを踏まえると、当該期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和42年12月から44年3月までについて、申立人の国民年金の加入手続きが行われた上記の時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付を行った場合に作成することとされている申立人に係る特殊台帳は作成されておらず、領収済通知書も見当たらない上、当該期間の保険料を含め申立期間の保険料を納付した場

合、申立人の主張する納付金額では不足することから、申立内容とは符合しない。

また、申立人の義父又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

社会保険庁（当時）の平成21年7月28日付けの「被保険者記録照会回答票」では、申立期間の国民年金記録は見当たらない旨回答されているが、申立期間については、父親が3年4月ごろ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。納付記録が無いことには納付できないので、調査してほしい。

なお、第三者委員会に申立てした際には、年金手帳が見当たらなかったが、出てきたので提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年1月、社会保険庁（社会保険業務センター）に年金記録照会を行ったところ、申立人にはA共済組合の記録しか見当たらなかったことから、同年7月28日付け「被保険者記録照会回答票」でその旨回答している。

しかし、申立人が新たに提出した年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されており、同手帳記号番号によりオンライン記録を検索した結果、「B」名で申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、同手帳記号番号により、C市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストをみると、「D」名で申立期間の保険料の納付記録が確認でき、これは、申立人の婚姻前の氏名であり、生年月日も一致する。

このことから、上記の「B」名の納付記録は「D」名の納付記録であることは明らかであり、社会保険事務所（当時）がオンライン記録に申立人の氏名を誤って入力したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成10年1月から11年6月までの期間に係る標準報酬月額の記録を、10年1月から同年7月までは53万円、同年8月から11年6月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年2月1日から同年9月1日までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、同年2月及び同年3月は56万円、同年4月から同年6月までは53万円、同年7月及び同年8月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月25日から11年7月21日まで

私は一級建築士としてA株式会社(平成10年7月から株式会社Bに名称変更)に採用され、平成8年12月から11年7月20日まで勤務していた。申立期間のうち、9年2月から11年5月まで取締役就任したが、名ばかりの従業員兼務役員であり、オーナー社長からは経営の詳細は知らされておらず、申立期間に係る標準報酬月額が実際に支払われていた給与額に比べて大幅に低い額となっていることが判明した。調査の上、実際に支払った保険料額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、株式会社Bにおける申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から同年7月までは53万円、同年8月から11年3月までは59万円と記録されていたところ、同年4月8日付けで9万2,000円に引き下げられており、申立人の資格喪失日（平成11年7月21日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録では、株式会社Bにおける40人の従業員の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成11年4月8日付けで減額処理されている。

しかしながら、当該減額処理について、当該事業所の元代表取締役（社長）に照会したが回答は無く、複数の元役員及び元社会保険事務担当者に照会しても、申立人の標準報酬月額が減額されたことをうかがわせる回答は得られない。

一方、株式会社Bが名称変更する前のA株式会社の法人登記簿において、申立人は、平成9年2月26日に取締役、10年10月23日から11年5月24日まで代表権のある取締役に就任しており、上記の遡及訂正処理が行われた11年4月8日には代表取締役（専務）であったことが確認できる。

しかしながら、株式会社Bに係る滞納処分票により、同社は平成10年1月から厚生年金保険料等の滞納があり、当時、社会保険事務所との対応は事業主であった元代表取締役（社長）及び元社会保険事務担当者が行っていたことが確認できる。

また、申立人は株式会社Bの取締役であったものの、「社会保険事務や経理には関与しておらず、標準報酬月額が引き下げられたことについては知らなかった。」と述べており、上記の複数の元役員及び元同僚にも照会したところ、いずれも申立人は社会保険事務に関与していなかった旨回答していることを踏まえると、申立人は、代表取締役であったものの、社会保険事務に関する権限は有しておらず、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月8日付けで行われた^{そきゆう}遡及訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものと^{そきゆう}は考え難く、申立人の標準報酬月額を10年1月1日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成10年1月から11年6月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、10年1月から同年7月までは53万円、同

年8月から11年6月までは59万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成9年2月から同年8月までの期間については、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が32万円となっているが、同じ役員2人の標準報酬月額は50万円以上と記録されている。

しかし、当該期間について、保険料控除額を確認できる給与明細書及び賃金台帳が無いものの、申立人から提出のあった銀行預金通帳の給与振込額を見ると、上記オンライン記録の標準報酬月額より高い金額となっている。

また、上記振込額は、申立人の保管する平成10年1月の給与明細書で確認できる支給額(39万3,985円)と同額又はそれ以上の額であり、上記明細書で確認できる標準報酬月額50万円又はそれ以上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、当該期間においても事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

したがって、申立人の標準報酬月額は、上記振込金額から判断して、平成9年2月及び同年3月は56万円、同年4月から同年6月までは53万円、同年7月及び同年8月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に廃業しており、上記の元代表取締役(社長)も行方不明で連絡がとれず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、平成9年9月及び同年10月、同年12月については、銀行口座の振込額から推認される厚生年金保険料控除額及び報酬額から算出される標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成11年7月については、給与明細書で厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、平成8年12月、9年1月及び同年11月は、申立人は給与明細書を所持しておらず、給与振込額も不明であることから報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、事業主に照会したが、当該期間の賃金台帳等の関連資料を保存しておらず不明と回答しているため、当該期間の厚生年金保険料が控除さ

れていたことに関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年12月、9年1月、同年9月から同年12月まで及び11年7月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年4月1日から14年4月1日までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を13年4月1日から14年4月1日までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月1日から15年2月25日まで
A有限会社における標準報酬月額について、同社は平成11年6月ごろから業績不振により、給料が遅配されるようになったが、標準報酬月額38万円に見合った額が支払われていたため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年4月1日から14年4月1日までの申立人の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、申立人を含む3名の標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることがオンライン記録から確認できる上、滞納処分票により、当時、A有限会社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

また、同僚の回答により、申立人はA有限会社において、当時、営業担当として勤務し、社会保険事務は当時の事業主が担当していたとの供述があり、当時の事業主も、「社会保険事務は自身が担当しており、申立期間における標準報酬月額の引下げについては、保険料の滞納があったために社会保険事務所と協議して行った。」と回答しており、申立人が標準報酬月額の訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成14年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立期間のうち、13年4月1

日から14年4月1日までの標準報酬月額について、さかのぼって減額処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成11年6月1日から13年4月1日までの申立人の標準報酬月額は22万円、14年4月1日から同年10月1日までは9万8,000円、同年10月1日から15年2月25日までは15万円とオンライン記録で確認できる上、当時の事業主は、「会社の帳簿類等は焼却処分し、現在、残っていない。」と回答しており、申立人の当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高い保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を得ることはできず、ほかの同僚に照会したが、当時の厚生年金保険料の控除についての明確な資料及び供述は得られない。

また、申立人の雇用保険の失業給付の平均賃金日額(5,416円)の記録から判断できる申立人の離職前6か月間の賃金月額と厚生年金保険の資格喪失時における標準報酬月額とは近似していることが確認できる。

さらに、申立人は当該期間の給与明細書等の具体的な資料を所持しておらず、給与支給額や保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち平成11年6月1日から13年4月1日までの期間及び14年4月1日から15年2月25日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

私は、有限会社Aにおいて、平成18年3月31日まで事務員として勤務し、同年4月1日に関連会社の有限会社Cに転籍したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日として届出されているため、同年3月が厚生年金保険の加入期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、預金通帳の振込明細及び当該事業所の保管する所得税源泉徴収簿並びに事業主の供述から、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び所得税源泉徴収簿の報酬額及び保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月7日から36年9月13日まで

私は、A社B所を昭和34年に退職した際に脱退手当金を受給した記憶が有るが、社会保険事務所（当時）では、株式会社Cにおける厚生年金保険の被保険者期間についても旧姓である「D」名で脱退手当金が支給済みとされている。しかし、私は33年に結婚後は、旧姓では働いておらず、旧姓による支給記録となっているのが不審であり、当該事業所に係る脱退手当金は受給していないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和38年6月6日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2期間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている2期間のうち1期間については、申立期間と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、昭和33年4月*日に婚姻して改姓しており、婚姻後の申立期間を含む事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、

改姓後の氏名であることが確認できるが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のままとされており、脱退手当金が請求されたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から同年12月まで
雇用保険の失業給付を3か月分受給していたため、第3号被保険者から第1号被保険者となり、平成8年11月ごろに、A市B区役所で申立期間の国民年金保険料として3万6,900円を郵送されてきた納付書により一括納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年11月ごろA市B区役所で申立期間の国民年金保険料を納付書により3万6,900円を一括納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料は、A市が保管している国民年金被保険者名簿において、未納とされていることが確認できる上、申立期間の保険料に係る納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1882(事案 68 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月ごろ、集金人が当時住んでいたA区のアパート「B」に来て、国民年金の加入を勧めたので加入し、その後、毎月、集金人に国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。第三者委員会の回答には納付できないので、再度、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年11月時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和36年4月ごろA区で国民年金に加入し、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたとして、当時住んでいたアパートの略図を記して再申立てを行っている。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を現年度納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は、昭和41年11月にC区において払い出されており、申立人が申立期間当時居住していたA区で払い出されたものではないことが同手帳記号番号払出簿により確認できる上、D市における集金人制度は37年9月からであり、申立内容とは符合しない。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点では、

申立人は 60 歳まで国民年金保険料を納付しても 10 か月不足し、年金受給権を確保することができないところ、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を 42 年 7 月 24 日に E 銀行 F 支店で納付し、その不足月分については解消されていることが領収済通知書により確認できる。

さらに、申立人について、婚姻前の「G」姓を含め、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことなどから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 59 年*月ごろ、母親が A 県 B 市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。当時、私は大学生で C 県に住んでいたが、申立期間の国民年金保険料は、母親が私の口座へ入金し、その口座から口座振替で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年*月ごろ、申立人の母親が B 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成 3 年 4 月ごろに C 県 D 区で払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳において、申立人が国民年金の被保険者となった日は「平成 3 年 4 月 1 日」と記載されている上、これは B 市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、

申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1884

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私は、昭和60年4月からAの大学へ行っていたが、申立期間の国民年金保険料については、病気で納付できなかったため、61年春ごろ、父親と一緒にB市役所へ行き、まとめて納付した。保険料額は10万円ほどだったと思う。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を昭和61年春ごろ、B市役所でまとめて納付したと主張している。

しかしながら、B市が保管する国民年金被保険者資格得喪記録により、申立人は、昭和60年4月1日に任意で取得した国民年金被保険者資格を同年7月1日に喪失し、61年4月21日に任意で再加入するまで国民年金に再加入した形跡は見当たらない上、同市の国民年金収滞納一覧表でも、申立期間については「資格喪失」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人又はその父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から55年4月まで

私は、昭和54年11月にA区役所へ婚姻届をした際、同区役所職員に国民年金への加入を勧められ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができること聞き、同年12月初旬に妻と一緒に加入手続を行い、夫婦二人分の保険料として20万円強を納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月にA区役所で申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料として20万円強を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は、国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が昭和54年12月当時に申立期間の国民年金保険料を納付するには、その時点で、上記の国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号が申立人に払い出されていることが必要であるが、申立人について、旧姓を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、

B市では国庫金である特例納付の保険料を取り扱っていなかったことが確認できるほか、申立人が主張する保険料額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違している。

なお、申立人は、上記の国民年金に加入した時点で、納付可能な昭和57年9月から58年3月までの国民年金保険料を同年3月19日にさかのぼって納付するとともに、同年4月27日に昭和58年度の保険料を前納していることが、B市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認でき、当該期間に係る申立人夫婦二人分の保険料額は20万9,620円である。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から同年10月まで

私は、昭和54年11月にA区役所へ婚姻届をした際、同区役所職員に国民年金への加入を勧められ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができること聞き、同年12月初旬に夫と一緒に加入手続を行い、夫婦二人分の保険料として20万円強を納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月にA区役所で申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料として20万円強を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は、国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が昭和54年12月当時に申立期間の国民年金保険料を納付するには、その時点で、上記の国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号が申立人に払い出されていることが必要であるが、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

上、B市では国庫金である特例納付の保険料を取り扱っていなかったことが確認できるほか、申立人が主張する保険料額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違している。

なお、申立人は、上記の国民年金に加入した時点で、納付可能な昭和57年9月から58年3月までの国民年金保険料を同年3月19日にさかのぼって納付するとともに、同年4月27日に昭和58年度の保険料を前納していることが、B市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認でき、当該期間に係る申立人夫婦二人分の保険料額は20万9,620円である。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年3月まで

私が20歳になったのを機に、昭和44年*月ごろ、同居していた母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、両親の分と一緒に集金人に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月ごろ、申立人の母親が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を両親の分と一緒に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳でも、申立人の資格取得日は昭和48年5月1日と記載され、これは特殊台帳及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料については納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者

はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は、昭和45年ごろ国民年金に加入し、申立期間については、夫と一緒に国民年金保険料の免除手続きをしたはずである。夫は免除となっているのに、手続きを行った私が免除になっていないことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と一緒に申立期間の国民年金保険料の免除手続きをしたはずであると主張している。

しかしながら、免除申請手続きを行うには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人の夫の同手帳記号番号は昭和41年6月に払い出されているのに対して、申立人の同手帳記号番号は49年7月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人がその夫と一緒に申立期間の国民年金の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、国民年金保険料の申請免除は、申請のあった日に納期限が到来していない月から適用されることとされていることから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立人については、昭和49年4月から申請免除期間となっていることに不自然さはない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに申立期間の国民年金保険

料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 1 月 9 日から同年 5 月 3 日まで

私は、昭和 23 年 4 月に、A 有限会社に入社し、30 年 8 月まで勤務していた。25 年に B 場に勤務先は変わったが、B 場は A 有限会社内の織元の一つであった。同年 1 月 9 日から同年 5 月 3 日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において B 場に勤務していたことは、元事業主関係者及び複数の同僚の供述から推認できる。

しかし、申立期間当時の B 場の元事業主は既に死亡している上、事業を継承した元事業主の長男は、B 場は既に廃業しており、申立期間当時の関係資料も保管されていない旨の供述をしており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B 場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、同社は昭和 25 年 5 月 3 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚に照会したが、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の 7 か月間について厚生年金保険に未加入になっていることが分かった。この間は、A 株式会社に入社し継続して勤務していた期間であり、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一部について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に解散している上、申立期間当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、複数の同僚に照会したところ、「適用事業所となった日より前に当該事業所において厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、そのうちの一人は、当該事業所について、「申立期間当時は B 社と呼ん

でおり、従業員は全員日雇いとして勤務しているものと思っていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 21 日から 40 年 1 月 15 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 9 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①について、A株式会社又はB株式会社に勤務していた期間の一部について加入記録が無い。

また、申立期間②について、A株式会社又はC株式会社に勤務していた期間の一部の加入記録が無いことが分かった。当該期間についてはいずれかの事業所にドライバーとして勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A株式会社に照会したところ、「申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないため、不明である。」と回答していることから、当該事業所における申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社で申立期間①及び②当時に勤務していた複数の元従業員に照会したものの、申立人の勤務実態に関する具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①についてB株式会社に照会したところ、当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないため、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、当該事業所で申立期間①当時勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立人について具体的な記憶を有している者はいなかった。

申立期間②について、C株式会社に照会したところ、「申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が存在しないことから、申立人に係る勤務実態の詳細については不明である。」と回答しており、同社に保管されている厚生年金保険の台帳である「従業者保険番号台帳」の記載によると、申立人の厚生年金保険の加入時における健康保険の整理番号はそれぞれ*番と*番と異なって記載されているため、申立人が当該事業所において2度被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、C株式会社の総務担当の取締役は、いったん同社を退職したドライバーが他事業所で勤務した後、再度同社に就職することは珍しいことではない旨を供述している。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人は昭和43年9月30日にC株式会社をいったん離職した後、46年10月9日に再度被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

加えて、C株式会社で申立期間②当時に勤務していた複数の元従業員に照会したところ、申立人について記憶している同僚はいるものの、申立人の勤務期間が特定できる具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 6 月 26 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について、A 県 B 市立 C 小学校に助教諭として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「辞令書」の記載から、申立人が申立期間において B 市立 C 小学校に助教諭として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 県教育委員会教職員課の担当者は、「厚生年金保険への加入対象となる臨時の教職員は、2 か月を超える勤務が見込まれる助教諭に限られており、申立人については、勤務期間が 2 か月未満であったことから、厚生年金保険への加入手続が行われなかったものと思われる。」と供述をしている。

また、当該辞令書の記載によると、申立人の任用期間は昭和 57 年 5 月 1 日から同年 6 月 26 日までとなっており、厚生年金保険法の制度上、2 か月以内の期間を定めて臨時に使用される者は被保険者とはならない適用除外とされていることから、当初から 2 か月以内の予定で採用された申立人について、資格取得手続が行われなかったものと考えられる。

さらに、A 県教育委員会には、申立期間当時の給与台帳等の資料が保管されておらず、当時の同僚は申立人を記憶していないことから、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、A県教育委員会に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 25 日から 21 年 10 月まで
昭和 20 年 8 月 25 日に A 株式会社に入社して、B 工場と専属契約で木炭ガス軽貨車の運転助手の仕事をした。
申立期間を厚生年年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について A 株式会社勤務していたことは、申立人の勤務に係る記憶の具体的な供述から推認できる。

しかし、A 株式会社へ照会したところ、「当時の資料はすべて廃棄したので、不明である。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の同僚は、連絡先が不明又は死亡していることから供述を得ることができず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、「昭和 60 年に A 株式会社を訪ねた時、応対した人事関係部長が提出した帳簿に私の所属部署の運転手や助手、私の名前の記載が見付かった。ところが、20 年 8 月から 6 か月間ほど、保険料が全員未納だったことが分かった。」と主張しているが、上記被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 20 年 7 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間に被保険者になった者は確認できないことから、当時、同社においては、必ずしも適正な厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間について、上記被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないこと

から、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることできない。

京都厚生年金 事案 1930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 45 年 2 月まで

私は申立期間にA工場で勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ記録は無いとの回答であった。調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の元同僚の供述及び申立人の申立期間中に起きた事故の具体的な記憶等から、期間の特定はできないものの、申立人がA工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A工場は既に解散し、申立期間当時の事業主は亡くなっており、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されていないため、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚に照会したが、給与からの保険料控除に関する供述を得ることはできない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月から24年12月まで

私は、A株式会社B支店で、昭和23年2月から24年12月まで勤務し、厚生年金保険料を控除されたことを記憶している。当時の私の名刺及び同僚等の名刺を所持している。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店に勤務していた元同僚の供述及び申立人が所持している名刺から、申立期間の一部について申立人が同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社B支店は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、上記元同僚は、申立人のA株式会社B支店における勤務期間について記憶しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

さらに、申立人及び申立人が記憶しているA株式会社B支店の同僚二人について、申立期間における同社の本社、C支店及びD支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人及び申立人の記憶する同僚の氏名を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1932 (事案 195 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 1 日から 24 年 4 月 11 日まで
A株式会社B支店には、申立期間当時、従業員が5人いた。しかしながら、「当該事業所の従業員数は5人未満の規模であったと推認できることから、厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。」と判断されたことに納得できず、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の同僚の供述から、申立人がA株式会社B支店において勤務していたことは推認できるものの、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての事実は確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は新たに申立期間当時にA株式会社B支店に勤務していた同僚の氏名等を挙げ、当該事業所においては、5人の従業員が勤務しており、厚生年金保険の強制適用事業所であったとして、当該事業所における勤務期間を厚生年金保険の加入期間として認めるべき旨を主張している。

しかしながら、申立人及び元同僚の供述から、A株式会社B支店における当時の従業員数は5人以上であったと推認できるが、オンライン記録において、同社B支店は厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、申立人及び申立人が記憶する同社B支店の従業員の氏名について

も、A株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間に記録は記載されていない。

また、今回新たにA株式会社本社における8人の元同僚に照会したところ、複数の元同僚が、申立人が同社B支店に勤務していたことは記憶しているが、申立人が同支店において厚生年金保険に加入していたこと及び申立期間当時の申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは不明である旨供述している。

さらに、A株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び同社B支店長並びにほか同僚2人は、いずれも昭和24年4月に厚生年金保険の被保険者として資格を取得しており、厚生年金保険手帳記号番号は連番である上、C県で払い出された記号であることから、申立人については、同社B支店から同社本社に異動後に、同月に同社本社で初めて厚生年金保険の加入手続を行ったことがうかがわれる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 9 月 11 日まで

私は、昭和 59 年 4 月から 62 年 4 月 21 日まで、A社、B社及びC店に勤務していたが、ねんきん特別便に係る年金加入記録には、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社、B社及びC店は、D株式会社を中心とする企業グループであり、申立期間当時の事業主の回答から、期間の特定はできないが、上記3社の事業所に申立人が勤務していたことは推認できる。

しかし、D株式会社は既に解散しており、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、D株式会社における当時の複数の給与事務担当者は、「当時は、入社と同時に厚生年金保険に加入することはなかった。社長は、従業員が加入を希望してもなかなか加入させなかった。」と供述していることから、D株式会社傘下の事業所においては、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社においては、当時の役員の供述から、個人経営であったことがうかがえるところ、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、D株式会社の傘下企業であり、B社の経営に関与していたE株

株式会社又は株式会社Fについて調査したところ、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、株式会社Fは、オンライン記録では、厚生年金保険の適用は、平成9年10月1日からであり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、雇用保険の記録では、申立人は、D株式会社において、昭和61年9月12日に資格を取得し、62年4月20日に離職していることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 3 月 15 日から 47 年 4 月 1 日まで A 株式会社 B 支店に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、資格喪失日を同年 4 月 1 日とされるべきところが同年 3 月 31 日になっている。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社へ照会したところ、同事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無については不明である旨の回答をしている。

また、申立期間当時の総務経理担当者は、「当時、会社の保険料負担を減らすため、退職日を月末より 1 日早くしていた。月末の資格喪失者からは、保険料は翌月控除のため、退職月の厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

このことについて、A 株式会社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後 115 名の被保険者資格喪失日についてみると、翌月 1 日の喪失者は 6 名、月の途中の喪失者は 58 名、月末喪失者は 51 名であることから、月末喪失者の割合が高いことが確認でき、上記の総務経理担当者の供述と合致する。

さらに、申立人の A 株式会社 B 支店における雇用保険の記録によると、離職年月日は昭和 47 年 3 月 30 日であり、厚生年金保険被保険者の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 2 月 16 日まで
② 昭和 56 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 2 月 16 日まで
④ 昭和 57 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 2 月 1 日まで
⑥ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 10 月 1 日から 59 年 5 月 31 日まで、毎年 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで、A局において期間社員として雇用されていた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、期間は特定できないものの、申立人がA局に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A局は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その業務を引き継いでいるB株式会社C支店では、申立期間当時の労働者名簿や賃金台帳等が保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、A局において申立人と同様に期間社員として勤務していた同僚 24 人及び申立人が正職員として名前を挙げた一人の同僚に照会を行ったところ、申立人が同事業所に勤務していたことを記憶している者はいるが、申立人の在籍期間や申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、A局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、当該事業所において被保険者としての記録が有る期間すべてについて、それぞれの資格喪失日が属する月内に健康保険の被保険者証が返納された記載が確認できる上、同被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は申立期間について連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 20 日から 47 年 6 月 15 日まで
私は、申立期間においてA株式会社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 47 年 6 月 15 日になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社は既に解散している上、申立期間当時の事業主は亡くなっているため、当時の役員に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる供述は得られない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚 15 人に照会し、うち 10 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない上、複数の同僚は、「厚生年金保険の加入は本人の希望を聞き、希望者のみが加入していた。」と供述しているなど、当時、当該事業所は必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間について申立人の氏名の記載は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 25 日から 33 年 5 月 1 日まで
(A株式会社)
② 昭和 34 年 5 月 20 日から 38 年 3 月 21 日まで
(B株式会社)
③ 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
(B株式会社)

申立期間①及び②について、私はA株式会社及びB株式会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給した覚えが無い。

また、申立期間③について、B株式会社から、育児が終わり次第、復職してほしいと言われていたので、復職した期間であり、厚生年金保険の被保険者として加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 38 年 6 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の

欄には、氏名変更がされたことを示す「名変」及び脱退手当金が支給されたことを示すと考えられる「退」表示が有る上、上記の被保険者名簿の申立人が記載されている頁とその前後6頁に「退」表示が有る5人全員に脱退手当金の支給記録が確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

次に、申立期間③について、B株式会社の元取締役及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B株式会社は既に解散し、申立期間当時の事業主は亡くなっているため、申立期間③における申立人の勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者であったことが確認できる従業員及び申立人が記憶している同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間に資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号は連続し欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 5 日から 37 年 4 月 1 日まで
私は、脱退手当金を受給しておらず、受給していたら、記憶が有るはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和37年5月22日に支給決定されているほか、上記の被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されている頁及び前後2頁に記載されている女性のうち申立人を含む8人に脱退手当金の支給記録が有り、その脱退手当金は資格喪失日から約3か月以内に支給決定されていることがオンライン記録により確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。